

「第二次筑紫野市地域コミュニティ基本計画(案)」に対する意見募集(パブリック・コメント)の実施結果

(1)実施結果

意見募集期間	令和2年1月17日(金)～令和2年2月17日(月)
意見提出者数	6人(20件)
市ホームページ閲覧数	158件

(2)提出された意見とその意見に対する考え方

(ご意見の一部については、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。)

No	頁	意見の要旨及び内容	意見に対する考え方
1	51	事務局体制を確立するには継続的な配置が望ましいが、現状は個人の事情に応じた対応が一般的で各コミュニティで統一されていない。また、コミュニティに関わる人材の発掘もうまくできていない。地域の方からは事務局が常勤ではないことに対し少々不満が出ている。今後は常勤の体制を検討するが、責任、負担の度合いが高まることから、事務局の在り方について整理することが大きな課題である。	コミュニティ運営協議会の事務局体制の強化についての貴重なご意見として承り、今後の取組の参考とさせていただきます。
2	—	内容の説明に際し、今回の計画策定にあたっては4年間の経過を踏まえて修正等を行ったとあったが、元となるものがあるのか。	計画の期間を平成28年度から令和元年度までとする地域コミュニティ基本計画を基礎としています。
3	—	これまでのコミュニティ施策に対する反省や評価の内容が物足りない。	計画書P.13に現行の計画期間である平成28年度からの4年間の支援に対する評価を掲載しています。また、この4年間の施策の推移や環境の変化を踏まえ、次期計画の取り組みに反映させています。
4	P.53	行政委嘱委員制度の整理の中にコミュニティ運営協議会への関わり方について記載があるが、区長のコミュニティ運営協議会への関わり方を見直すのか。	行政委嘱委員とは区長だけでなく、民生委員や交通安全指導員などの各種委員を指します。また、区長のコミュニティ運営協議会への関わり方について、変更するものではありません。現在、区長の取り扱い事務の中に「コミュニティ運営協議会への参画」を含んでいます。
5	P.60	行政窓口の整理とあるが、今後地域からの意見はすべてコミュニティ運営協議会で集約するのか。	コミュニティ運営協議会の活動が円滑に実施されるよう、コミュニティに関する行政の窓口として計画書のように整理をしています。それぞれの行政区に関することについては、従来通り各行政区でとりまとめることとなります。
6	—	コミュニティ運営協議会は地縁団体や機能団体の集まりであるが、構成員や役員について見直しが必要ではないか。	主催講座等を通じた人材育成を進めるとともに、コミュニティと関係が深い団体の活動区域が7コミュニティ区域に沿ったものとなるよう調整を図ることで、コミュニティ運営協議会へ参画しやすい環境の整備を進めます。

No	頁	意見の要旨及び内容	意見に対する考え方
7	—	第二次地域コミュニティ基本計画の中に、コミュニティセンターとの関りが記載されていない。	P.52に人材発掘と担い手の育成として、コミセン主催講座等を通じた人材育成の取り組みを進めることを、また、P.55において「コミュニティセンターの職員は、地域コミュニティづくりの推進に向け、コミュニティセンターの役割を踏まえながら、コミュニティ運営協議会に対し、指導や助言、地域の人づくりなどの支援にあたるもの」としています。
8	P.52	人材発掘、担い手の育成とあるが、「担い手」とは具体的に誰を想定しているのか。	コミュニティ運営協議会の役員、運営委員の後継者や、コミュニティ運営協議会の活動を支援してくれる協力者を想定しています。
9	P.55	コミュニティセンター職員の役割の中に「指導、助言」とあるが、上から目線のように感じる。市とコミュニティ運営協議会は対等なパートナーであることから、一緒にやっていく、協働するという表現に改めることができないか。	市と各コミュニティ運営協議会で締結したパートナーシップ協定に基づき、コミュニティ運営協議会の自主的、自立的な活動を支援することとしています。なお、支援の具体的な在り方については、地域と協議を行いながら進めていきます。
10	P.37	ヒアリング結果の財源の項目において、県や企業の補助金を活用とあるが具体的には。	筑紫南コミュニティ運営協議会において、財団の補助金を活用し、花いっぱい運動の花苗代に充てた事例などがあります。
11	P.41	今後の4年間で定着期として持続可能な体制づくりを行うとあるが、そもそも4年後の姿が思い浮かばない。	将来展望に示す自主運営期を目指し、まずは今後の4年間に於いてコミュニティ運営協議会が安定して組織の運営、事業活動の実践ができるよう持続可能な体制づくりを進めることとしています。
12	P.18	事業の見直しについて、選択と集中を行うことは必要だと思う。その際、重点テーマとして防災、福祉、教育を挙げられていたが、教育の取り組みについて地域間で差が出てよいのか。	ここで示す「教育」とは学校教育などの公教育ではなく、地域での子どもの成長を支援する取り組みや地域の人材発掘と担い手の育成などの社会教育活動を想定しています。
13	P.43	目標数値について、コミュニティ運営協議会の活動を知っている市民の割合「25.2%」を目指すとするが、目標数値として低いのではないのか。	平成27年度から現在までの4年間の伸び率が6%であることを踏まえ、今後の4年間の目標を10%増としています。

No	頁	意見の要旨及び内容	意見に対する考え方
14	P.53	行政委嘱委員制度の整理における行政委嘱委員とは区長のことを指すのか。	区長だけでなく、民生委員や交通安全指導員など様々な委員を含みます。
15	P.57	空き家対策について、取組みの記載内容が状況把握のみとなっている。もっと具体的な取組みを記載すべきである。	市と地域で連携を図りながら、市が「筑紫野市空家等対策計画」に基づき、空家等対策の具体的な取組みを実施します。
16	P.13	試行期の成果を明確にされてはどうか。	計画書P.13に試行期における4年間の支援の結果を掲載しており、人的、物的、財政、情報支援の結果、表に示す成果を得られたものと評価をしています。
17	—	各コミュニティの現状と課題において、課題が明確に示されていないのではないか。	計画書P.36にアンケートとヒアリングの分析結果を掲載しています。その中で、自己評価が低くなっている項目(財源、住民への周知)を各コミュニティ運営協議会が抱える課題として捉えています。
18	P.43	第二次地域コミュニティ基本計画の期間を定着期と位置付けているので、現在示されている成果指標のほかにも、活動の具体的な目標を明確に示したらどうか。	成果指標については、第六次総合計画の成果指標と合わせて設定しています。
19	—	地域コミュニティ施策について、組織論・運動論に偏りすぎではないか。また、そもそもコミュニティ化を進める目的に沿った目標と施策の展開が必要と思われる。	地域コミュニティ基本計画は、コミュニティ施策を推進するための基本方針を示すものです。今後、各コミュニティ運営協議会が定着期に向けて持続可能な体制をつくるため、市からの各種支援について掲載しています。
20	P.21	満足度のデータによって、各地区の状況をどのように理解されているか。	青パト活動やごみゼロなど住民に身近な活動として浸透しているものについて満足度が高くなっており、住民の関りが薄い活動について満足度が低くなっているものと考えられます。すでに各コミュニティ運営協議会では様々なテーマの活動が実践されていますので、広報啓発による周知を進めていきます。